

令和3年度第1回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険 事業計画推進委員会（WEB）会議録

議題	<p>議題1 委員長・副委員長の選出【資料1】</p> <p>議題2 第8期計画の進行管理について（意見聴取）【資料2-1～2-3】</p> <p>議題3 令和4年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取）【資料3-1～3-4】</p> <p>議題4 指定地域密着型サービス事業者等の指定及び指定更新等について（報告）【資料4-1～4-2】</p> <p>議題5 指定地域密着型サービス事業者の公募の状況について（報告）</p> <p>議題6 その他</p>
日時	令和4年2月2日（水）10時～11時
場所	茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設 2階講堂1・2 (Zoom)
出席者氏名	<p>飯田 誠一 石川 洋子 井上 明 城田 禎行 堀内 秀行 大崎 逸朗 渡辺 多茂夫 菊池 利枝 水島 修一</p> <p>事務局：福祉部長 高齢福祉介護課長 介護保険担当課長 高齢福祉介護課職員</p>
欠席者氏名	<p>水沼 信之 下里 隆史 寺田 洋 下江 晴治 加藤 潤一</p>

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員名簿（令和3年11月21日～令和6年11月20日） ・資料2-1 第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について ・資料2-2 第8期計画 進行管理シートについて ・資料2-3 「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を「エイジフレンドリーシティ行動計画」として位置付けることについて（報告） ・資料3-1 令和4年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針（案） ・資料3-2 令和4年度 茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針（案） ・資料3-3 令和4年度 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター 事業実施計画書（案） ・資料3-4 令和4年度 地域包括支援センター 事業計画書（案） ・資料4-1 指定地域密着型サービス事業者等の指定及び指定更新について（報告） ・資料4-2 指定地域密着型サービス事業者等の指定廃止について（報告）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

（会議録）

議題1 委員長・副委員長の選出【資料1】

説明【内藤福祉部長】

事務局 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開催するにあたり、委員長、副委員長の選出を諮ったところ満場一致で、大崎逸朗委員が委員長に、城田 禎行委員が副委員長に選出されました。

議題2 第8期計画の進行管理について（意見聴取）【資料2-1～2-3】 説明【高齢福祉介護課：塩田担当主査】

事務局 議題2、第8期計画の進行管理について説明させていただきます。

資料2-1、1に記載の第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、第8期計画）については、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、第7期計画）の内容やその課題から令和3年度から令和5年度までの3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、令和3年3月に策定されました。

2、第8期計画の推進体制には、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の所掌事項の1つに「計画に基づく事業の推進に関わる事項について調査審議、答申、建議に関する事項」の記載があります。第7期計画の推進については、計画に位置づけのある各事業について事業所管課が評価を行い、図1のとおり連絡調整会議及び推進委員会で調整を行った後に、推進委員会に報告し建議いただき、進めてきました。

2ページ、3（1）に記載のとおり、第7期計画に位置づけのある事業の評価を、庁内で実施する事務事業評価を参考にして年1回実施しました。3ページの【参考】第7期計画進行管理シートでは、第7期計画において行われた事業の評価を例として1つ抜粋しています。

（2）第8期計画については、市の上位計画である総合計画の前期実施計画の策定を令和2年度に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画策定を2年間延期し、計画期間を令和5年度から令和7年度までとしています。これまでは計画に位置づけのある各事業について評価することで計画を進行管理していましたが、第8期計画の計画期間に上位計画である市の総合計画の前期実施計画がない期間が生じることから、市の方針により個別の事業を掲載していません。計画の位置づけについては図2に示しています。

そのため、従来の手法である全ての事業を計画に位置づけ評価することができないことから、このような状況を踏まえ第8期計画の進行管理の手法として、従来の「事業ごとの評価」から変更し、「基本方針ごとの評価」とするか、「施策の方向性ごとの評価」とするかを検討を事務局にて行いました。4ページの図3では、内側の色が濃い部分が基本方針、外側の色が薄い部分が施策の方向性を示しています。

本来であれば、各施策の方向性ごとに個別の事業が紐づけられるはずでしたが、先に述べた理由により第8期計画では事業の紐づけは行われていません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で実施している事業が少ないため、施策の方向性ごとに評価を行うと事業の実施状況によっては個別の事業の評価になってしまう可能性があることから、第8期計画では資料2-2「第8期計画進行管理シートについて」に示している表に、基本方針ごとの現状と課題に基づき評価等を入力することで行うこととしました。年度ごとに評価や課題を総合的に記入し、最後に3か年の総合評価を行うこととします。

2ページ、3（2）では、エイジフレンドリーシティについて記載しています。市

はWHO（世界保健機関）が主導する高齢者に優しい地域づくりに取り組むグローバルネットワーク「エイジフレンドリーシティ」に参加しており、第8期計画をWHOの「エイジフレンドリーシティ行動計画」として位置づけています。このことから、第8期計画の評価をすることで、「エイジフレンドリーシティ行動計画」を評価することとします。このことは、資料2-3のとおり、令和3年10月29日付けで書面にて各委員に報告を行っていますが、新委員に対しても改めて報告します。

議題2の説明は以上です。

大崎委員長 議題2について説明がありましたが、少し補足説明させていただきます。

例えば、「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」冊子の44ページ、第5章では基本方針ごとの施策が記載されています。

基本方針1では「高齢者の多様な生きがいくりの支援」があり、その下段には現状と課題があります。また、45ページでは社会参加として「（1）高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援」の主な取組が4つあり、また、その下には趣味・生きがいとして「（2）趣味や生きがいくりの支援」の主な取組の記載があります。

第8期計画は令和3年3月に策定されましたが、それぞれの施策の方向性と事業がいくつか取り上げられていました。しかし、今回は事務局より説明があったとおり、上位計画である市の総合計画の前期実施計画が策定されていないことから、第8期計画にマッチングしないため、第8計画では事業と紐づけができないとのことでした。

本来はそれぞれの施策や事業があり、PDCAによる進行管理や評価が行われるはずであり、これが推進委員会での主な役割でもありました。第8期計画については細かな事業部分を盛り込まず、基本方針だけにして計画がどのように進むのかという形にしていきたいということです。

推進委員会からの意見もあってよいですが、市の事務局の中でこの方法について進めていきたいということです。第8期の計画がうまく進められないということについて、事務局としても相当苦労した結論だと思いますが、この方法でよいでしょうか。

委員全員 異議はなし。

大崎委員長 資料3-4のエイジフレンドリーシティ行動計画については、県内22市町が参加し、一緒に茅ヶ崎市も同様に計画を進めていきます。行動計画についてWHOの提唱するトピックに基づき茅ヶ崎市としても参加していくということです。

ほかに議題2について、質問、意見等がありますか。なければ議題3に進みます。

議題3 令和4年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取）
【資料3-1～3-4】説明【高齢福祉介護課：本多担当主査】

事務局 始めに、地域包括支援センターの体制について説明させていただきます。

これまで地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関として、身近な地域の相談窓口としての機能を果たしてきました。しかし、近年、市民の方々が抱える課題が複雑化・複合化しており、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑的・複合的な課題の対応が困難になっている現状があります。

この状況を踏まえ、本市では「地域共生社会」の実現に向けて令和4年4月より、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、福祉政策課に新たに福祉総合相談担当を設置することを予定しており、このことから地域包括支援センターと福祉相談室の一部機能を統合し、高齢者だけでなく子ども、障がい者など、分野を問わない相談を受けられるよう機能を強化していきます。

また、機能強化分として地域包括支援センターの職員を1名増員することに伴い、認知症施策推進事業と地域ケア会議推進事業を、新たに地域包括支援センターに委託する業務として加えることを予定しています。

令和4年4月からの体制を踏まえた上で、地域包括支援センターの運営方針等について追加および変更点を中心に説明させていただきます。

資料3-1の「令和4年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業 運営方針（案）」より、5 事業内容（1）「包括的支援事業」①総合相談支援業務の後半「なお」以下の「重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ」以降の文章を追加しています。

同様に②権利擁護事業の「また」以下の「重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ」以降の文章を追加しています。

同じく（1）「包括的支援事業」の④認知症施策推進事業については、令和4年度から新たに包括支援センターに委託する業務内容として加えています。

7 職員の配置について、（2）包括的支援事業担当者の②では令和4年4月からの機能強化される1名分についての内容となり、保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員のいずれかの常勤換算で1名以上の配置としています。

7の③については、先ほどの5の④認知症施策推進事業の内容に伴い、認知症施策の推進を図るために認知症地域支援推進員を配置するものです。

4ページの14 災害時対応については今回新たに盛り込んだ内容です。資料3-1の運営方針の追加および変更点についての説明は以上です。

続いて、資料3-2 包括的支援事業の実施方針（案）の変更及び追加になった部分を中心について説明させていただきます。

社会福祉法の改正に伴い重層的支援体制整備事業を行うため、冒頭の一文に社会福祉法の条項について追加しています。

2ページの8 地域ケア会議の実施方針については、これまで開催回数を1回以上としていたところを2回以上と変更しています。これは4つの機能を実現するためには、最低2回の開催が必要と想定されるため、2回以上と変更したものです。

9 認知症に関する取組の実施方針の内容については、新たに加えた内容となっています。資料3-2の実施方針の追加および変更点の説明については以上となります。

続いて、資料3-3 令和4年度基幹形地域包括支援センター事業実施計画書(案)の追加および変更点について説明します。

追加になった箇所は、3 センターの全体調整の(4)認知症地域支援推進員連絡会と、6 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備の(3)認知症に関する取組の内容が追加となります。

4 包括的支援体制の推進(相談支援体制の再構築)については、冒頭の内容を改め、地域共生社会の実現について追加しています。資料3-3の追加および変更点については以上です。

資料3-4 地域包括支援センター事業計画書(案)については、各地域包括支援センターが年度の計画として作成する計画書である。追加になった箇所は、9 認知症に関する取組についてです。その他の項目は、例年同様の内容となっています。資料3-4の変更および追加点は以上です。

議題3の説明は以上です。

大崎委員長 議題3について説明がありましたが、質問、意見等がありますか。

大崎委員長 新たな取組として認知症に対しての取組が地域包括支援センターに入ってきたということですが、職員の配置について、これまで地域包括支援センターでは管理責任者、保健師等、社会福祉士等、ケアマネジャーが中心となっているようですが、職員の配置の中で新たな認知症支援員はどの職種の方が該当するのでしょうか。

事務局 新たな職種で1名配置ではなく、保健師等・社会福祉士等、主任介護支援専門員の3職種いずれかの職種の中から兼務していただくことを想定しています。

大崎委員長 専属する方を配属することではなく、現在の職種の中から兼務して業務が増えるということでしょうか。そのために予算的に増えることはない、ということでしょうか。

事務局 そのとおりです。令和4年4月からの重層的支援体制整備事業に関して、地域包括支援センターに職員1名が増員となります。それに伴い地域包括支援センターに担っていただく業務として、認知症施策推進事業と地域ケア会議推進事業の2つの業務が機能強化として1名の増員になります。

大崎委員長 他に質問、意見等がありますか。

石川委員 新しい体制ということで、子どもや障がい者にも対応するという話の説

明がありましたが、子どもや障がい者にも認知症支援担当と同様に保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員が担当するという認識でよいでしょうか。

事務局 令和4年度については地域包括支援センターが福祉部福祉政策課と共に、重層的支援体制整備事業を実施します。全庁的には、障がい者、高齢者の他にご家族を含めた幅広い相談について、まず、地域包括支援センターが窓口となって相談を受けることができる体制です。認知症施策推進員として職種が新たに加わるものではありません。

保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員が相談を受けることができるように、令和3年度に子どもや障がいの施策や制度について研修を実施してきました。令和4年度から、この3職種が子どもや障がい者の相談を受ける体制で実施していきます。

大崎委員長 他に質問、意見等がありますか。なければ議題4に進みます。

議題4 指定地域密着型サービス事業者等の指定及び指定更新等について（報告） **【資料4-1～4-2】説明【高齢福祉介護課：茂呂課長補佐】**

事務局 茅ヶ崎市が指定を行う、指定地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者について指定、指定更新、廃止を行った事業者について報告させていただきます。

資料4-1では、地域密着型サービス事業者等について、新規指定及び指定の更新手続きを行った事業者について報告させていただきます。

1ページでは、居宅介護支援事業者1件の指定、2～3ページでは、介護予防・日常生活支援総合事業者3件の指定をそれぞれ行いました。

4～6ページでは、地域密着型サービス事業者5件の指定更新、7～8ページでは、居宅介護支援事業者3件の指定更新、9～12ページでは、介護予防・日常生活支援総合事業者8件の指定更新をそれぞれ行ったので報告させていただきます。提供サービス等についてはそれぞれ記載のとおりです。

続いて、資料4-2では、地域密着型サービス事業者等について指定廃止の届出を受理した事業者について報告させていただきます。

1ページでは、地域密着型サービス事業者2件の指定廃止を行った指定廃止の事業者及び理由については、今回廃止となった2事業者はいずれも市外に所在する事業者であり、茅ヶ崎市の被保険者の利用が終了したことによるものです。

2ページでは、介護予防・日常生活支援総合事業者1件の指定廃止を行いました。指定廃止の事業者及び理由について、法人の吸収合併により運営法人が変更になったことによるものであり、廃止とあわせて指定の手続きを行っています。資料4-1の2ページ(2)に記載の「センチュリーハウス藤沢訪問介護事業所」が新たに指定された事業所となります。

議題4の説明は以上です。

大崎委員長 議題4について説明がありました、質問、意見等がありますか。なければ議題5に進みます。

議題5 指定地域密着型サービス事業者の公募の状況について（報告）
説明【高齢福祉介護課：茂呂課長補佐】

事務局 第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に整備を位置づけられている地域密着型サービス事業者の公募の状況について報告させていただきます。

黄色い冊子「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の80ページに記載の「介護保険施設等の整備目標の設定」では、施設・居住系サービス及び地域密着型サービスでそれぞれ整備目標を設定しています。81ページの地域密着型サービスの整備目標では、令和3年度に小規模多機能型居宅介護を第3圏域に1か所の整備を進めていくこととしています。

これらの整備目標に基づき、令和3年9月1日から11月30日の間に、小規模多機能型居宅介護事業所の設置及び運営を行う事業者の募集を実施したが、事業者からの応募はありませんでした。今後は、事務局にて募集内容等を再考して、事業者の募集を行う予定です。その際には、改めて推進委員会にて報告をさせていただきます。

大崎委員長 議題5について説明がありました、質問、意見等がありますか。なければ議題6に進みます。

議題6 その他
説明【高齢福祉介護課：塩田担当主査】

事務局 今後のスケジュールについて報告させていただきます。次回の推進委員会については、日程及び開催方法が決まり次第、御連絡させていただきます。

委員長 質問、意見等がなければ閉会します。